

■市民の皆様からいただいた「市長への手紙」に対する回答の内容をまとめました。

○対象となった市長への手紙 : 7件 (ただし、匿名等で回答していない市長への手紙は除く。)
 うち回答済みの件数 : 7件
 うち回答作成中の件数 : 0件
 ○対象とならなかった市長への手紙 : 16件 (匿名、回答不要、市政に直接関係のない内容のもの。)

■回答したもの (受付年月 令和4年5月分)

対応状況凡例 : ○=手紙の内容に応じて対応済
 △=手紙の内容を検討中
 ×=手紙の内容に対応できない

NO.	種別	件名	要旨	対応		所管課
				内容	状況	
1	メール	中央公園庭球場の件	<p>当方、毎週末中央公園庭球場にてテニス仲間と楽しくプレーさせて頂いています。今月も来月の予約しようとしたところ、1ヶ月4週の内3週が中体連の大会の為に予約ができず1週分しか予約出来ない状況でした。大会が入るのは仕方がないと思いますが殆どを大会に使用するというのはいかなものかと思えます。せめて、1ヶ月の内大会は2回以内とかでお願い出来ませんか。また、今回中体連の大会との事ですが、中学校にも立派なコートが有るのにそちらを使用しないで市民コートを使用する明確な理由をお聞きしたいです。</p> <p>この件については、もう何年も前からコートを使用している人達の間で問題になっていて、署名活動と言う話も出ています。</p>	<p>御指摘のとおり、6月の第二週から7月の第一週までの土・日曜日の昼間の時間においては、中央公園庭球場は、志太榛原支部の中学校総合体育大会のソフトテニス競技の個人・団体の予選・決勝の日程で4日間及び予備日で4日間、計8日間の会場の予約となっております。したがって、これらの8日間は、皆様が5月1日(日)より予約抽選に参加された時点では、予約済みとなっております。</p> <p>市では、体育施設の予約に関しまして、一定の利用団体による認められた利用内容につきまして、優先的に予約できることとしており、他の利用者様の御協力をお願いしているところでございます。この度の大会につきましても、静岡県競技連盟の主催する大会として、優先的に予約を認めさせていただきました。</p> <p>御意見にございました、「1カ月の内で大会は、2回以下にお願いできないか。」また「中学校のコートは使えないか。」との御意見につきましては、長期間、一般の利用者様の利用が制限されているという実態がございますが、市のスポーツ振興の観点から、年1回の大会であり、これからの市のスポーツ振興の担い手となる中学生の大会を、整備されたコートで行っていただきたいの思いも有ります。また、コートが全天候型であり、まとまったコート数と駐車場の確保の点からも、中央公園庭球場の利用が適していると考えております。さらに、今大会では、島田第一中学校のテニスコートや藤枝市民テニス場も使用し、効率的な運営に努めている</p>	△	スポーツ振興課 36-7223

				<p>と伺っています。</p> <p>一方で、中央公園庭球場は大変人気が高い施設であることから、当大会主催者へは、志太榛原地区内での分散開催など、今後の大会会場について相談してまいりたいと考えております。</p> <p>今後も、施設を御利用いただいている利用者様には御迷惑をお掛けしないよう運営してまいりますので、御協力の程、よろしく願いいたします。</p>		
2	メール	リニヤ新幹線の水問題に関して	<p>リニヤ新幹線の水問題に関して、湧水量と同等の水量を東電の配水量から差し引く案に関しては、二年以上もまえに、国交省車両部及び JR 金子社長あてに提案していました。それが、なぜ今浮上してきたのか疑問に感じます。</p> <p>リニヤ新幹線の他の工事の遅れをすべて静岡県のせいにしてしているとの声もあります。このままでは静岡の人は意地が悪いという評判だけが残ってしまうので、聞いてみてください。意見箱への提案でしたのでこちらには控えがありません。朝日テレビモーニングショーや静岡朝日テレビとびっきりにもメールした覚えがあります。このまま汚名を着させられたくありません。</p>	<p>ご意見をいただきましたとおり、「静岡県中央新幹線環境保全連絡会議第7回地質構造・水資源部会専門部会」において、JR東海から中央新幹線南アルプストンネル工事における県外流出量を大井川に戻す方策として、工事の一定期間、発電のための取水を制限し、大井川に還元する方策案が示されました。</p> <p>この案につきましては、国土交通省の「リニア中央新幹線静岡工区 有識者会議」や静岡県の「静岡県中央新幹線環境保全連絡会議地質構造・水資源部会専門部会」での議論を経て、JR東海での検討が進み提示されたものと認識しております。</p> <p>本案につきましては、新たに提示されたばかりであり、大井川の維持流量を確保したうえで、発電のための取水を制限するほどの水量があるのかなど、今後、具体的な検討が必要となります。また、生態系への影響、発生土の処理方法、モニタリングやリスク管理などについても議論を深めていく必要があります。</p> <p>リニア中央新幹線整備に係る大井川水系の流量減少をはじめとする水問題は、島田市のみならず流域8市2町の60万人を超える住民の生活、そして経済活動に大きく関わる大事な問題です。</p> <p>今後も大井川の水を守るため、県や流域市町と連携し、取り組んでまいりたいと考えています。</p>	○	戦略推進課 36-7127

3	FAX	意見・要望	<p>常日頃「伊太和里の湯」を利用させていただき、ありがとうございます。さて今回で3度目になります。意見を述べさせていただきますので、ご査収の上、よろしくお取り計らいいただきますようお願い申し上げます。</p> <p>1) 洗い場の給湯栓のことです。通常使用する 38℃前後のお湯（使用温度により給湯時間かわるものなので温度を記載しました）を出すのに給湯栓をプッシュすると2秒前後で停止してしまいます。浴室に準備されている小さな洗面器に給湯するには5回以上プッシュしないと満水になりません。20日ぐらい前に利用した時も違う場所でしたが1回プッシュで2秒前後しかお湯が出ませんでした。この時は、多くの蛇口があるのだから、こんなこともあるだろうと思って気にしませんでした。別の場所でも同様なので故障ではなく意図的にこのように調整したものであるため問題です。これは100以上の施設中、最低・最悪です。ケチるのも程がありますから一度プッシュすれば洗面器の8分目ぐらいになるよう調整すべきではないでしょうか？尚、シャワーは逆に10秒以上、お湯が出ますが、長すぎです。こんなに長い時間出る施設はありません。ご検討されたらいかがでしょうか。</p> <p>2) 浴槽にステンレスの手摺等が設置されています。このステンレスの水位周辺の汚れが酷く並みの不潔ではありません。温泉成分による影響がありますが、何カ月も場合によって1年以上清掃していないと思われます。こんな汚れは時間をかけなくても誰でも1箇所数十秒で簡単に清掃できることなので、定期的に清掃してお客様に気持ちよく利用していただくのが良いと思います。</p> <p>3) 照明のこと 隣り合わせの照明器具の照明ランプの色が異なり不自然です。同じ色のランプに統一するのは常識です。改善を要します。</p> <p>4) 山梨県の条例では浴槽水の温度が確認できるように「温度計の設置」や、「常温満水であること」、「垂れ流すこと」が義務付けられていますが、静岡県は確認しておりませんが、仮に静岡県も同様だとすると、温度計が設置されていない浴</p>	<p>今回、〇〇様からいただきました御意見等につきましては、島田市と指定管理者において情報を共有し、施設の適正かつ円滑な管理及び情報発信を含めた利用者に対するサービスの向上に努めてまいります。</p> <p>洗い場の給湯栓につきましては、今年度、浴室自閉式シャワー混合水栓取替工事を行いますので、給湯量も含めて施工業者等と調整をしております。</p> <p>浴室のステンレスの手摺の汚れ及び駐車場の対応につきましては、5月6日に指定管理者に清掃及び改善等の指示をいたしました。</p> <p>照明ランプにつきましては、随時、指定管理者が切れた電球を同じ型番の新しい電球と交換をしております。電球の使用期間や劣化具合で色の変化が出てしまうとのことでした。指定管理者と改善等について協議をしております。</p> <p>温度計につきましては、今後、修繕などの検討をしております。浴槽の湯量につきましては、お客様の出入りや源泉循環などにより目減りしてしまう場合があると考えられますが、今後も浴槽には、適温の湯を満たしておくことといたします。</p> <p>田代の郷温泉「伊太和里の湯」につきましては、島田市が指定管理者に管理運営を任せているところではありますが、監督する立場として深く反省し、現場の状況把握に努め、施設の維持管理及び指定管理者並びに従業員の指導にあたってまいります。</p> <p>今後も御利用の皆様や地域の皆様からの御意見を参考に、より多くのお客様に御愛顧いただける施設となるよう努めてまいりますので、何卒よろしくお願いいたします。</p>	△	<p>観光課 36-7394</p>
---	-----	-------	--	---	---	------------------------

			<p>槽があり、設置してあっても破損している箇所が複数箇所あります。浴槽水が一見満水ではないように見えますが、これらは条例に違反していないのでしょうか？それにしても温度計（大型円形）の目隠しは見苦しいです。</p> <p>5) 駐車場が満杯で道路の反対側の駐車場へ案内されましたが、そこも満杯で駐車出来ないのに、どんどん車を入れ続けていましたので、出口で満杯係員に「1台も停められないのにどうして、どんどん入れるのですか？と話したところ、一杯でしたか？と頓珍漢な返答。状況を把握して入れんか！と思いましたが、それは言わず、他に駐車するところはないのですかと尋ね、教えてもらった第3駐車場というところに行きました。入ろうとすると、出入口付近に居た男性から停止を命じられ、「見ろ、いっぱいだろ？入れないから」と言われ、「ここは第3駐車場だけど満杯で入れないと言っているのにどうして来るんだ！」と迷惑そうに繰り返す。他に駐車できる場所がないか尋ねても、はっきりしない。奥の方を指差して、あすこに停められるのではないですか、と話すと、「さっき1台出たからな」、と頭が大混乱している様子。押し問答の末、無理やり入ることができましたが、駐車対応は0点でした。予想外の人が押し掛けたのかも知れませんが、新型コロナの経緯に鑑みれば想定されることなので事前に対応を考えておくべきことだったと思料します。同乗者からは帰ろう、帰ろう、と言われ、私にとっては踏んだり蹴ったりの酷い一日でした。</p>			
4	メール	旧島田北中学校グラウンド使用について	<p>島田北中学校グラウンド使用について問い合わせたところ、市町村などの団体であれば使用は認めるが、一般の貸出はできないとのこと。</p> <p>聞けば、スポーツ振興課が引き続きのグラウンドとしての活用を見送ったとのこと。あれだけのグラウンドであれば、一般のスポーツ団体で使いたいところはあるのに、何故、グラウンドとしての活用を見送ったのか。何故、一番使用目的がある一般への貸出ができないのか。</p> <p>島田市で維持管理ができないのであれば、私が所属している学童野球の団体で維持管理をしても</p>	<p>市内には小中学校のグラウンドや大井川河川敷グラウンドなど、一般の方や団体が野球の練習等に使用できるグラウンドがいくつかあります。これらのグラウンドは皆様の安全な利用に供するため、定期的な土の入れ替えや除草等の維持管理のほか、トイレ等の必要な設備整備を行っており、利用者の皆様にも安心して御利用いただいております。</p> <p>今回の御手紙にありました旧島田北中学校グラウンドは、令和3年4月の学校閉校に伴い、現在、貸出しは行っておりません。一方で、当該土地については〇様を含め、野球の練習等として使いたいとい</p>	×	資産活用課 (36-7124)

			<p>いいので、一般への貸出を許可していただきたい。</p>	<p>う要望をいただいているところです。仮にグラウンドとして貸し出すことになれば、除草以外にも浄化槽の保守点検や防球ネットの補修などの維持管理費が必要となります。</p> <p>今回、〇様をはじめ、あれだけの面積の土地が空いているのであれば使いたいという皆様のお気持ちは十分理解いたしますが、市としましては、限られた予算の中、新たな管理施設として整備することは難しく、まずは安心して利用できる市内のグラウンドを有効に御活用いただきたいと考えておりますので、何卒御理解と御協力のほどよろしくお願いいたします。</p>		
5	手紙	伊太谷川沿岸公園の緑道部分の緑道化の促進について	<p>伊太谷川沿岸の民家に、「一家一木シンボルツリー植栽」の呼びかけを</p> <p>伊太谷川沿岸公園の緑道部分については、近年、沿岸際の民家の敷地に樹木を植えている家が見られるようになってきました「特別養護老人ホームあすか」やその隣接地など堤防を散歩していると、日差しを和らげてくれたり、きれいな花が咲いていたり、小鳥の声が聞こえてきたりと、自然環境の良さや景観の美しさが感じられ楽しくなります。このような環境や景観が沿岸に沿って続いていたら良いのだけれどと感じます。そのためには、市の緑道計画とは別に、民間の行動力に期待して、伊太谷川沿岸際の民家敷地内の、緑道に面する所に、民家それぞれのシンボルツリーや記念樹等を植樹するよう、民家に呼びかけたらどうか。市役所が堤防沿岸の民家に呼びかけているという話は聞いたことがないが、呼びかけられれば、その趣旨に賛同して植樹する人も出て来るのではないかと思います。緑道に面している民家敷地に、民家の力で植樹することを、市役所が期待しているということを表明するだけでも大きな効果があると思います。青梅街道、川越街道等のケヤキ並木道は、元は屋敷林や防風林として、民間の力で植えられてきたものです。</p>	<p>ご提案いただきました 伊太谷川沿岸の民家に、「一家一木シンボルツリー植栽」の呼びかけを に ついて回答させていただきます。</p> <p>伊太谷川沿岸際の民家敷地に植樹されたものが、各戸の事情により適正な維持管理がなされず、将来的に河川敷地や道路敷地まで樹木が成長する等、管理上支障をきたすことが懸念され、個人のお考による部分もあることから、市が積極的に呼び掛けることは控えたいと考えております。</p> <p>何卒、ご理解いただきたいと存じます。</p>	×	建設課 (36-7187)

6	メール	島田市のショッピング問題	<p>以前あった島田市のアウトレット計画みたいに若者向け、若い家族向けの大型のショッピングモールみたいなやつを作って欲しい 若い家族層も増えてるのでそういう施設があると遠くまで買い物行ったりしなくなり、島田市の魅力アップに繋がると思います。</p>	<p>ご提案いただきましたとおり、市内にイオンモールやららぼーのような大型商業施設が誘致できれば、人の流入によるにぎわいが生まれ、まちの活性化につながるものと思います。 ただし、大型商業施設の出店は、その商圈における人口動態や交通基盤などを基に入念なマーケティングをもって進出の適否を判断すると伺っております。</p> <p>島田市では子育て施策を中心に市の総合力を発揮する魅力的なまちづくりを進めております。例えば、30代の子育て世帯の流入が増えているほか、社会動態が全体でプラスに転じるなど成果がみえるようになってきました。 引き続き、ここに住む人が住みやすい、住み続けたいと思うまち、そして、市外の人を訪れたいまちの実現を目指して、活力ある施策を展開していきたいと考えております。</p> <p>商業活性化の視点では、更なるにぎわいを生み出すために中心部の商店街などでは、市あるいは民間主導のもと多彩なイベントを開催しております。また、市内にはいわゆるチェーン店とは違う特徴的な店舗がありますので、ぜひ巡っていただければ幸いです。</p>	×	<p>商工課 (36-7146)</p>
7	手紙	高額療養費申請手続きの簡素化について	<p>先日、島田市国保年金課から高額療養費支給申請書（令和4年3月支給分）と共に「高額療養費の申請手続きを簡素化します」の通知書が送られて来ました。</p> <p>私は、島田市新庁舎等整備基本計画審議会の委員としてペーパーレスの視点から「デジタル化を積極的に推進すべき」と申し上げて来ました。従って今回の簡素化の通知で、庁内でデジタル化が着実に進行していることを知り、大変嬉しく思いました。ただ一方で、簡素化の通知書をくわしく読ませて頂き、担当の方の説明を伺う中で、いくつか疑問（心配）を感じました。そこで以下に質問を列挙し、加えて、私から提案をさせていただきます。質問は次の通りです。（変更の要点は初回該当分の申請手続きをした翌月以降の手続きは不要というものです。）</p> <p>①支給決定通知書が送付されて来たら、受給者が</p>	<p>今回御質問をいただいた件につきまして、以下のとおり回答させていただきます。</p> <p>①高額療養費の支給申請の簡素化を希望した方については、支給決定通知の内容と領収書を照合していただき、不明な点があれば申し出ていただきます。算定基礎となる診療の内訳や自己負担金の控除額の確認を希望する方は、簡素化の取りやめを届け出ることにより、従来の方で支給申請することも可能です。</p> <p>②高額療養費の支給につきましては、「国民健康保険における高額療養費支給事務の取扱いについて」（厚生省通知）に基づき行っています。この中で、高額療養費の支給決定は診療報酬明細書（以下「レセプト」といいます。）に基づき行うものとされているため、受給者の領収書のチェックの有無に関わらず、レセプトから算定された額を支給決定することとなっています。</p>	×	<p>国保年金課 (36-7151)</p>

領収書の金額と照合し、不明があれば申し出るということでしょうか？

②受給者がそのチェックを怠った場合は、診療明細書の点数から算出された支給決定通知書の本額がそのまま支払われることになるのでしょうか？

③今迄は、領収書と受給申請書の金額に千円以上の差異がある場合調整が行われているとのことですが、変更後は受給者から申し出が無ければその調整は無くなるということでしょうか？

④高額療養費は、本来受給者が実際に支払った金額を基に計算されるべきと私は考えるのですが、今回の調整が無くなることも可能性としてあることは承知の上での変更なのでしょうか？そもそも診療明細書の点数を基に算出することを認める運用上の規定があるのでしょうか？

⑤領収書のチェックが無くなった時の対策は何かあるのでしょうか？（ヒューマンエラーが付きものであることを前提に）

そこで私は受給者のチェックが無くても、支払い手続きにミスが無く実行される方策として以下のことを提案させていただきます。それは今進められているデジタル化をさらに進化（改善）させるためのデジタル化です。市役所の国保年金課に受給者が医療機関や薬局に支払った金額を含めたデータをそれぞれの事業者からオンラインで送ってもらうことです。そして診療明細書の点数から算出された金額と照合出来るソフトを導入することです。つまり、新しいシステムの構築です。これにより、差異は金額だけでなく、調整が必要か不必要化か直ちに判断できます。そこには過払いや支払い不足は生じません。

さらにこのシステムは別の所でも応用出来ます。現在、健康保険事務センターでは、被保険者ごとに医療機関や薬局名のリストを送り実際に医療が行なわれているかの確認作業を行っています。それが何ヶ月か遅れて送られて来ますので、受給者が本当にチェックを行っているか甚だ疑問です。又、この手続きには、書類作成の人件費、用紙代、印刷代や郵送代等、その費用は決して少ない金額では無いと思われます。先に述べたシステムが導入されれば、組織は別でもオンラインで

③これまで行っていた領収書の確認につきましては、(1)レセプトの点数と実際に支払われた医療費の自己負担額の照合と、(2)医療費が支払済であることの確認を目的としておりました。支給申請の簡素化の趣旨は領収書の確認を求めないことであるため、(1)のレセプトとの照合も行わないこととなります。

④領収書の確認の目的の内、(1)のレセプトとの照合につきましては、過去の事例では領収書に記載された自己負担額の請求誤りがほとんどであり、レセプトの診療内容や点数の誤りであるケースが稀であることや、レセプト自体も審査支払機関での内容の確認を経て請求されるものであることから、簡素化のメリットである申請者の負担軽減などを総合的に勘案して、実施を決定しております。高額療養費の算定方法につきましては、②の回答のとおりです。

⑤高額療養費の支給はレセプトに基づいて実施しており、領収書の確認がなくなった場合でも算定方法に変更はありませんが、レセプト情報のみで支給額を決定するため、医療費の自己負担金の支払い状況の確認につきましては、課題となっています。

御提案いただいたように支給決定を行う際にシステム等により医療費の支払い状況が確認できればこの課題の解消につながるものと考えます。しかし、当該システムは一市町村での構築は困難であり、また全国統一した内容での実施が必要であることから、他市町村にも共通する課題でありますので、国や県との会議等の機会を通じて要望として提案していきたいと考えます。

		<p>情報の伝達は可能で、これこそ行政改革になります。</p> <p>以上が私の提案で、先の疑問に対する回答と共にお返事（対応）をお願いします。</p> <p>追伸</p> <p>公金（税金）の扱いはあくまで慎重であるべきです。受給者には受給出来る金額（法律や条例で決められた）が支払われなければならないし、過払い（山口県阿武町の例）があってもそれを受給した者が全て正直に申し出て返金してくるとは限らないことも忘れてはなりません。従来からの手続きを変更する際は、その意味を考慮の上、新たな問題が生じない対策をとった上での変更をぜひお願いします。</p>		
--	--	--	--	--